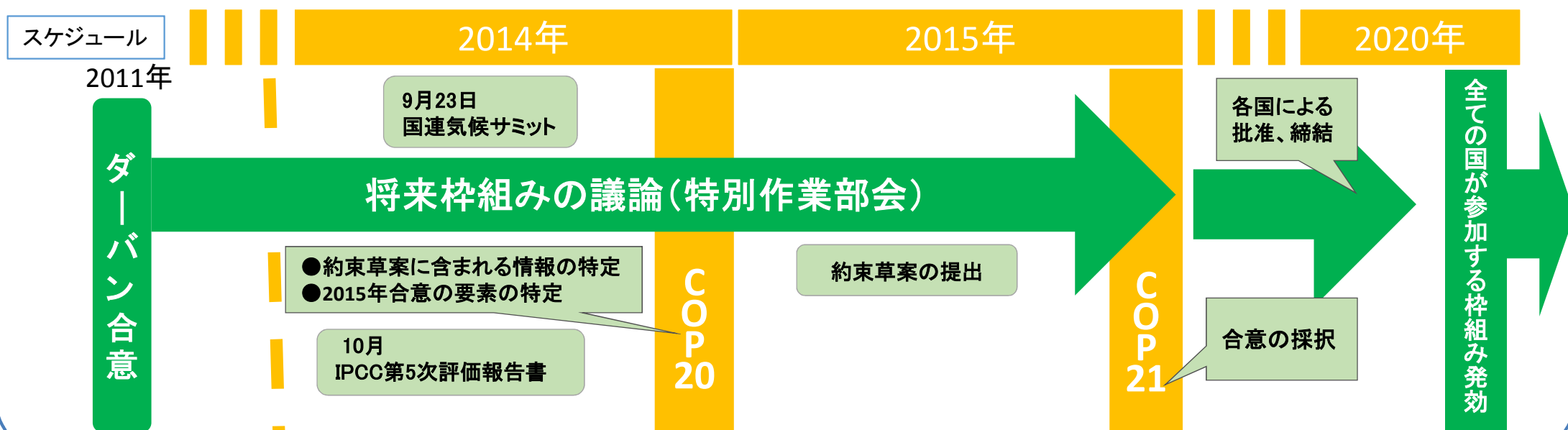


気候変動に関する国際交渉の状況

2020年以降の全ての国が参加する新たな法的枠組み

- 気候変動枠組条約※の特別作業部会において、2020年以降の全ての国が参加する新たな法的枠組みを、2015年のCOP21（フランス・パリ）で採択するために議論を実施中。
- COP19（ポーランド・ワルシャワ）において、全ての国が約束草案（削減目標等）をCOP21に十分先立ち示すことを招請。

※国際的な地球温暖化対策の基盤となる条約として、1992年5月に採択、1994年3月に発効。2014年3月現在、195カ国・1地域が加盟。毎年、締約国会合(COP)を開催。



2020年までの取組

京都議定書

- 1997年のCOP3(京都)で採択、2005年2月発効。附属書I国（先進国及び市場経済移行国）に対し法的拘束力のある数値削減目標を設定。第一約束期間（2008～2012年）における日本の削減目標（1990年比6%減）については、目標を達成することとなる。第二約束期間（2013～2020年）については、日本は不参加。

カンクン合意

- 2010年のCOP16（メキシコ・カンクン）で附属書I国は2020年の自主的な削減目標を、非附属書I国は削減行動を提出することが合意。日本はCOP19で2005年比3.8%減とすることを発表。

約束草案に関する動き

- 2013年のCOP19（ポーランド・ワルシャワ）において、2020年以降の枠組みについて
 - ① 全ての国が自主的に決定する約束のための国内準備を開始し、2015年のCOP21（フランス・パリ）までに十分な時間的余裕をもって約束草案を示すこと
 - ② 約束草案を示す際に提供する情報については、2014年のCOP20（ペルー・リマ）で特定すること等が決定された。
- 2014年のCOP20（ペルー・リマ）において、約束草案を提出する際に示す情報（事前情報）については、参照値（基準年等）、期間、対象範囲、カバー率等を内容とすることができると決定された。また、各国の提出した約束草案を事務局がウェブサイトに掲載するとともに、2015年11月1日までに各国の約束草案を総計した効果についての統合報告書を作成すること等が決定された。（「気候行動のためのリマ声明」(Lima Call for Climate Action)）
- 2015年7月17日時点で、計19カ国・地域が約束草案を事務局に提出済み。主要国の排出削減目標等は以下のとおり。

主要国の温室効果ガス等排出削減目標（2015年7月17日時点）

	削減目標	目標年	基準年
EU	少なくとも40%減	2030	1990
メキシコ	25%減*	2030	対策無し ケース
米国	26-28%減	2025	2005
ロシア	25-30%減	2030	1990

	削減目標	目標年	基準年
カナダ	30%減	2030	2005
中国	60%-65%減 (GDPあたり)	2030	2005
韓国	37%減	2030	対策無し ケース
日本	26%減	2030	2013
	(25.4%減)	(2030)	(2005)

* 温室効果ガスの他、ブラックカーボンを含む。